

原 安 第 1 1 4 8 号  
令和4年（2022年）3月18日

脱原発佐賀ネットワーク 代表者 様

佐賀県知事 山口 祥義

申入れに対する回答について

2022年2月14日付けで提出のあった申入れについては、別紙のとおり  
回答します。

## 2022年2月14日付け申入れへの回答

1. 10月4日付再質問の「要望1」および「質問6」で、公開の説明・意見聴取の行事に値しないと考える根拠と、規制委員会審査の内容確認後の県としての判断を、県庁部内だけで行うのかどうかをお尋ねしました。これらに明確な回答がありません。同じく8月16日付質問の「質問4」の使用済み燃料が50年後に搬出先がなくそのまま放置される恐れに対しても同様です。知事のお考えを直接伺いたいと思います。

(答)

- 玄海原子力発電所における乾式貯蔵施設の設置に係る事前了解願いについては、令和3年4月の原子力規制委員会による許可を踏まえ、県としては、同年7月9日に佐賀県原子力安全専門部会を開催し、専門家からいただいた意見等も踏まえ、原子力規制庁や九州電力とやりとりしながら、審査内容の確認を行っています。
- 今後、県の考え方を整理した上で、県としての判断を行うこととしています。
- また、使用済み燃料の搬出先がなく玄海原子力発電所敷地内にそのまま放置されるおそれがあるとの御意見については、県としては、そのようなことにならないためには、先に回答したとおり、国と九州電力がそれぞれの責務を果たしていくべきと考えており、あわせて、国民に十分な説明を行うべきと考えています。

2. 最初の回答(9月22日付け)で、(乾式貯蔵に関して)「原子力規制委員会の審査内容を確認しているところであり、今後、内容が確認できた段階で、県として事前了解願いに対する県の判断を検討する」という表現が繰り返されていますが(8月16日付け質問5および6)、その検討プロセス、判断の詳細、根拠等をどのように県民に公表されるのでしょうか?最終判断の前に県民との対話の場は設けられるのでしょうか?それとも県民・市民は結果を知らされるだけなのでしょうか?明確な回答を望みます。

11月2日付回答では意見の申し出に対して「随時お伺いする」とのことですが、そのような「申し出」がある場合は、県はその手続きが終わるまで判断を保留されるのでしょうか。

(答)

- 玄海原子力発電所における乾式貯蔵施設の設置に係る事前了解願いについては、令和3年4月の原子力規制委員会による許可を踏まえ、県としての検討プロセスの一つとして同年7月9日に佐賀県原子力安全専門部会を開催し、専門家からいただいた意見等も踏まえ、原子力規制庁や九州電力とやりとりしながら、審査内容の確認を行っています。

- 今後、県の考え方を整理して、県としての判断を行うこととしています。
- 県民への情報提供については、これまでも県としての判断を行う際には、報道機関へのお知らせや県のホームページ等を活用した県民への情報提供を行っており、今後ともしっかりと情報提供を行ってまいります。
- また、県民からの御意見については、いつでも聴く姿勢に変わりはなく、県としては御意見等も踏まえ、県としての判断を行うこととしています。

3. 再質問の中の「広い視野での質問（１）」に対する、同じく11月2日付回答で、「原子力発電に頼らざるを得ない状況にある」と自らの判断を示されながら、その結果生じる「核のゴミ」の行方については、同（２）の回答で、「事業者である日本原燃が法令に基づき安全に管理・運営を行っていくものと認識」とあり、他人任せであり首尾一貫しません。日本原燃の業務が信頼できることも（環境汚染を出さないなど）自ら判断されるのでしょうか？もしそうであれば、その根拠を示していただきたい。

(答)

- 運転によって発生する使用済燃料について、九州電力を含む全ての原子力事業者は、国内再処理事業者において再処理を行うこととしており、そこで発生する高レベル放射性廃棄物の最終処分については、処分場の実現に向けて国が前面に立って取り組むこととされています。
- これら一連の原子力政策については、事業者に対する安全規制も含め、安全性の確保を大前提とし、国が責任を持って取り組みしっかりと結果を出すとともに国民への説明責任を果たしていただきたいと考えています。